

1 要領改定の理由

(1) 外壁仕上塗材の点検結果を踏まえた取扱いの規定

- 外壁仕上塗材は、令和元年実施の点検により、全ての点検実施施設において、アスベストの周辺環境への飛散がないことを確認できたことから、要領に基づく点検の対象外とする。
(内壁仕上塗材は、令和2年度に行う点検結果を踏まえて取扱いを決定)

(2) その他

- 用語の明確化、文言及び体裁の整理を行う。

2 要領改定の概要

(1) 仕上塗材の点検結果を踏まえた取扱いの規定

| 旧(現行) | 新(改定案) |
|--|---|
| <p>2 定義</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて (省略)</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材 (省略)</p> <p>なお、ウ※を除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等(レベル3)については本要領の対象外とする。</p> | <p>2 定義</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて (省略)</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材 (省略)</p> <p>ウ※を除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等(レベル3)及び石綿含有仕上塗材のうち外壁仕上塗材については要領の対象外とする(内壁仕上塗材については、令和2年度に取扱いを決定する予定であり、それまでの間は要領の対象外とする。)</p> <p>なお、要領の対象外としている建材についても、管理者の判断により、必要に応じて定期的な点検を行うことを妨げるものではない。</p> |

※ ウ:煙突用石綿含有ライナー材

(2) その他

- 囲い込み又は封じ込めを行っていないこと(露出状態)を「未措置」、囲い込み又は封じ込め済であることを「措置済み」と分類することを明記
- その他軽微な文言・体裁の修正